

指定通院医療機関の役割

- ① 保護観察所が作る処遇の実施計画に基づき進められる地域における処遇の一環として実施する。
- ② 指定入院医療機関から退院、あるいは通院決定を受けた対象者について、対象者の状況に応じて、訪問や通院による専門的な医療を提供する。
- ③ 一時的な症状悪化の場合などには、精神保健福祉法等により、入院医療を提供することも想定。
- ④ 社会復帰調整官、他の医療・福祉の社会資源と連携をとりつつ、対象者を支援する。

20

4. 指定入院医療機関の整備

21